

平成25年 第8回

教育委員会定例会会議録

平成25年8月7日

中央区教育委員会

平成25年第8回教育委員会定例会会議録

開会日時 平成25年8月7日(水) 午後2時00分

場 所 中央区役所6階会議室

出席委員 中央区教育委員会委員長 永嶋久子
委 員 竹田圭吾
委 員 松川昭義
委 員 鈴木ゆか
教育長 齊藤 進

説明のために出席した事務局職員

次 長 新治 満
庶務課長 有賀重光
副 参 事 斎藤公一
学務課長 林 秀哉
指導室長 増田好範
統括指導主事 宮崎宏明
統括指導主事 伊藤 聡
図書文化財課長 粕谷昌彦

書 記 中央区教育委員会事務局

庶務係長 藤掛和幸
庶務係員 一瀬知之

開 議 午後2時00分永嶋委員長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

委員長 永嶋久子
委 員 竹田圭吾

日程第1 議案第18号

平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
(平成24年度分)結果に関する報告書について

日程第2 議案第19号

中央区立幼稚園の入園料及び保育料に関する条例の一部を改正する条例
の制定依頼について

日程第3 議案第20号

中央区立小学校において平成26年度に使用する教科書の採択について

- 日程第4 議案第21号
中央区立中学校において平成26年度に使用する教科書の採択について
- 日程第5 議案第22号
中央区立小・中学校特別支援学級において平成26年度に使用する教科書の採択について
- 日程第6 報告事項
各課事業報告について

委員長 ただいまから、平成25年第8回教育委員会定例会を開会いたします。
初めに、本日の会議録の署名委員を指名いたします。本日は、竹田委員に
お願いいたします。

竹田委員 はい。

委員長 それでは、本日の日程に入ります。日程第1、議案第18号を議題といた
します。議案第18号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

委員長 それでは、次長から提案説明願います。

次長 議案第18号「平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点
検及び評価（平成24年度分）結果に関する報告書」について提案説明。

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。ご
質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 ご質問等ないようでございますので、本案を可決することにご異議ござい
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決さ
れました。

委員長 次に、日程第2、議案第19号を議題といたします。議案第19号を、書
記、朗読願います。

(書記朗読)

委員長 次長から提案説明を願います。

次長 議案第19号「区立幼稚園の入園料及び保育料に関する条例の一部を改正
する条例」について、提案説明。

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。ご
質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決さ
れました。

次に、日程第3、議案20号、日程第4、議案第21号、及び日程第5、
議案第22号につきまして、関連がございますので、一括して議題とさせて
いただきます。

議案をそれぞれ、書記、朗読願います。

(書記朗読)

松川委員 統計の結果を踏まえて整理するのは難しいと思いますが、普段、学校生活の中で先生やスクールカウンセラーへの相談があり、件数は把握されていると思いますが、その数字とは別に整理しているということですか。

指導室長 いじめとして件数を数えていくものにつきましては、単にアンケートで上がってきたものだけではなく、子供から申し出がなくても、教員が明らかにいじめだろうということで認知して、状況を確認したものも含まれますし、あるいはカウンセラーに相談があって、その相談をきっかけに状況を確認した結果、いじめであると判断したものも含まれております。アンケートに基づくものだけではありません。全てを総合しています。

竹田委員 そうすると、4中学校で24年度のいじめの件数が2件というのは、間接的にいろいろ聞いていることから判断すると、実態よりも少ないように感じますが、どうでしょうか。

指導室長 生活指導上のいろいろな人間関係ですとか、トラブルであるとか、そのようなことは日々さまざまな形であるのではないかと考えております。このいじめにカウントされるものについては、それぞれの人間関係の中で発生しますので、その状況を見た上で判断しています。この調査は、文部科学省で問題行動調査という定義に基づき実施しているわけですが、一定の関係の中で、1回ではなく引き続き、あるいは複数回にわたり、精神的、肉体的な苦痛を伴うような行動を受けるといようなことを私どもは学校からの報告をもとにまとめています。学校では、人間関係の行き違いが原因でトラブルはあったが、一定の解決を見ているということで、全てのケースがいじめとしてカウントされる状況ではないと判断した結果になります。

竹田委員 それで良いのですか。教育委員会としてそれで構わないのですか。私が申し上げているのは、実態と乖離しているのではないかと。先ほどお話があったように、天津の問題があった後というのは、行政側の判断と上の方針とどうやって整合性をとるかということがあると思いますが、基本的に世の中の流れは、過小評価するぐらいだったら過大に見て、対応を幅広くとったほうがいいのではないかと方向に行ったと思います。そうすると、今のご説明を伺っていると逆のような気がします。定義にとらわれる必要はないのでしょうか。

指導室長 今、小学校のご報告を申し上げたわけですが、その意味では、小学校ではできるだけ、いじめの可能性のあるものは数を上げて、去年からみるとかなり大きな数になっています。中学校では、その点で慎重にやっていると捉えております。実際、最終的にいじめとして確定したものは2件です。昨年度、いじめの疑いがあるということで東京都が調査を行いました。いじめとは別に、疑いがあると思われる件数として、去年の都の7月の調査では、確か

にいじめの疑いがある件数は、中学校の場合、このいじめと認定されたもののほかに4件上がってきている状況です。

私どもの基本的な認識としても、委員ご指摘のとおり、いじめの可能性があるものは確実に指導していくことが必要であるというのが基本的な認識です。

竹田委員 わかりました。その考えはわかりましたが、そうすると、このように数字を出すときにいじめの疑いがあるというものまで入れていかないと、これだけひとり歩きする可能性があると思います。24年度、中央区の中学校ではいじめは2件しかありませんでしたというときに、僕は正直、4中学校の保護者が納得するとは思えないです。教育委員会はそれでいいのですかと聞かれると思います。このように室長が詳細にご説明していただいたことを、僕は引き継いで説明するわけにいかないの、もう少し、今、お話があったように、ちゃんとモニタリングというか、見ていますと。それで、白黒だけで分けているわけではなくて、グレーと疑われるものがまた白に近づいたり、黒に近づいたりということはあると思いますが、そのようなものまで対応する意識もあるし、対処もしていますよということを、このようなものの中に何らかの形で言えるようにしていただけないか。そうしないと、この資料は出せないです。

指導室長 確かに、これは最終的に数の部分だけですので、今、委員ご指摘のように、どのような状態であるかということについては、ここからは見えてこないものです。この調査は、文部科学省の調査の趣旨と、その基準に基づき実施しているものですが、教育委員会としては、どのように見られているのかということ、区民の方、保護者の方にも十分納得いただけるような説明をしていく必要があると思いますので、まとめ方について、今後、検討させていただいて、その報告が広い意味でできるように、検討させていただきたいと思えます。

教育長 確かに、竹田委員のおっしゃるように、今回の報告そのものは国の基準に基づいて、最終的に国に報告するというフォーマットの中で報告をしました。それまでの学校での取り組みや、あるいはいじめの疑いもいろいろなレベルで学校で解決を図っているところではありますが、地域の方や保護者の方などへどのような形で報告するのか、ご指摘の部分、この形のものでは不十分であると思いますので、できるだけ早期に整理して、学校と調整しながら、国の報告ということではなく、報告のスタイルについて、いじめにかかわる教育委員会の姿勢、どのように周知するのかということ、早急に取りまとめて、またお諮りさせていただきたいと思えます。

委員長 よろしいでしょうか。

松川委員 確かに、竹田委員が言われたように、この数字を見て、本当かな、という気がしないでもない。実際、町場でいろいろと入ってくる声を聞くと、統計のとり方にもよるので、少ないからいい、多いから悪いと単純には言えないと思いますが、いじめの件数は1件という表示でも、学校現場、あるいは指導室と私たちの感覚ではギャップがあるのではないかという気がします。学校の現場の先生は、いや、大した問題にはなっていないと思っても、我々から見ると、少し違った見方になることがあるのではないかと思います。

その意味では、この数字の中の実態があり、このように解決をしましたという報告があれば、議論ができるのではないか。そうすると、対応の仕方が違ってくるのではないか。ただ数字だけではなくて、議論ができるのは良い気がします。

指導室長 確かに、数字で上がったときに、これほどの程度のものか、同じ枠の中に入っている、対応は個々のケースによって全く異なってきます。その辺の議論がつながるような報告の仕方についても、あわせて検討させていただいて、今後、反映させていきたいと思っています。

委員長 よろしいでしょうか。

それでは、私から質問させていただきます。このいじめの問題、不登校となるきっかけはいろいろな理由があると思いますが、その解決の第一人者は現場に一番近いところにいるわけですから、教師であるべきだと思っております。しかし、教師との関係をめぐる問題も小学校であるわけですけれども、教師は立派な大人で、教育者であるにもかかわらず、小学生との間で何が原因で問題が発生してしまうのでしょうか。

指導室長 教師は、指導として進めていくわけで、本来は子供の思いと教師の指導内容が一致しなければいけないわけですが、子供としては自分の言い分がある。ところが、言い分を十分に聞いてもらえずに一方的に指導を受ける。あるいは、子供が自分のさまざまな思いを聞いてもらえない。教師の好き、嫌いとは若干違うのかもしれませんが、子供たちは自分が教師に認めてもらう存在でありたいと思っています。子供であっても一方的な指導では納得できないと感じた場合、子供と教師が十分、信頼関係を築けていない、その点が原因になっていると伺っています。

委員長 大変難しい問題ですね。

ほかにご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、引き続き資料2について、順次報告をお願いします。

庶務課長、学務課長、指導室長、副参事

「意見・要望」について資料2により報告。

委員長 　　ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは私から1点確認させていただきます。「区長への手紙」（ごみの減量に向けたプラスチック教材等の使い回しについて）で、小学生からこのような立派な考えに基づいて投書があったというのは、今まで記憶にないのですが、珍しいことですか。それとも結構あるのですか。

指導室長 　　私は指導室長になりまして3年目に入っておりますが、初めてのケースでございます。

委員長 　　そうですよね。このような考え方は大変すばらしいですよ。

指導室長 　　はい。

委員長 　　ほかにご質問等ございましたら、お伺いさせていただきます。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長 　　ないようでございますので、これで本日の日程は終了いたしますが、委員の方からご意見等ございましたらお伺いします。

松川委員 　　給食での食物アレルギーについてですが、新聞によると中央区は9月の休み明けから、おかわりが禁止になる旨の記事があったと記憶していますが、それはそれで、一つの方向性として良いと思いますが以前にも意見が出たかもしれないかもしれませんが、この問題はいくら気をつけていてもどうしても発生してしまうということがあると思います。問題は起こったときにどのように対処するのか、ということ単なる文章化したマニュアルをつくり、先生方がそれを読んでいるということではなく、実際にそのようなことが起きたらどう対処するのか、という訓練のようなことを実施したほうが良いだろうと思っているのですが、どうですか。

学務課長 　　食物アレルギーにつきまして、今、お話いただきましたとおり、おかわり禁止も含め、現在、2学期からの給食に向けてマニュアルというものをつくっています。その中では、学校長の意見や、死亡事故があった市における取り組みの状況、また、東京都からのもし事故があった場合の危機管理的なガイドラインというようなものも含め、総合的にまとめてマニュアルに反映していきたいと思っています。

また、ご指摘のありましたとおり、そのマニュアルを単に見るだけではなく、学校現場の先生方を含め、また保護者の方々のご協力も不可欠であります。そうした運用のあり方について、今後、東京都で実施している研修に養護教諭だけではなく、担任の先生方も含めて参加してもらい、実習を通して学んでいただきたいというように考えています。

学校では、アレルギーの重度の児童が比較的多い学校と少ない学校があり

ますので、その状況によって、学校内での日ごろの訓練についても、教育委員会として働きかけをしていきたいと思っています。

松川委員 先生方は忙しいとは思いますが、是非、実施訓練は行ってもらいたい。実際にマニュアルでは注射を打つと書いてあっても、注射器をさわったこともない先生が、緊急時にできるのかというようなことも心配されます。実際に器具にさわって、実際に肌に触れるということが大事だろうと思っています。

学務課長 ご指摘のありましたとおり、ほんとうに緊急時に、アレルギーの強い反応が起きたときにエピペン等の注射を打つという時に、調布での事故においては、残念ながら時間的に遅かったということがあったようです。それらの教訓を生かせるよう、今年2月、エピペンの操作方法について、学校薬剤師の方のご協力をいただき、緊急にお集まり願ひ、学校長をはじめ養護の先生方に各校、出席いただき、エピペンの操作方法を学ぶ研修をやらせていただきました。また、随時、学校現場の方々の要望を踏まえ、そうした訓練を継続しながら取り組んでいく必要があると思っています。

委員長 松川委員の質問に関連してですが、給食のおかわりについてお話がありましたが、おかわりについて今まであったのかどうか。今回の事件があって、おかわりがなくなったのか。おかわりというのは、アレルギーを持っている児童だけができないのか、全体ができなくなってしまったのか。その点をお聞かせください。

学務課長 調布での死亡事故を踏まえまして、エピペンの操作方法を緊急に行ったことを含め、その時期に、重度のアレルギー、エピペンを所持する児童に対しては、事故のリスクを下げるという考えから、おかわりを禁止させていただくということを決めさせていただきました。その後、4月に入っても、学校給食のアレルギー事故というものが全国的に引き続きあるような状況であり、また、本区においても、軽度ではありましたが、そのような事例がありました。学校長等とも話し合いをさせていただき、学校長の意見として、重度の児童だけでなく、アレルギーの除去食を希望される児童については、アレルギー食材を使用している日のおかわりは禁止させていただき、アレルギーをお持ちでない児童はそれまでどおりおかわりができます。たとえアレルギーを持っていても、その日の給食は問題ないということであれば、通常どおり、おかわりしていただけます。ただ、アレルギーを持っている児童、除去食をされている児童については、あらかじめ要望を伺う中で、きめ細かな対応をしながら、管理させていただきたいということで考えています。2学期からはそうした取り組みとして、学校長のご要望も踏まえて、進めていこうと思っています。

委員長 はい、わかりました。

ほかにご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長　ご意見等ないようでございますので、これで本日の委員会は閉会といたします。

午後3時00分 永嶋委員長閉会宣言
署名委員